

# 熊本市発注工事における社会保険等未加入対策の実施について

## 1 熊本市における取組

### 【法定福利費の確保】

- **予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表 (2021.4～)**
- **法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出 (2021.4～)**

### 【熊本市発注工事からの社会保険等未加入建設業者の排除】

- **建設業者の下請業者を社会保険等に加入する業者に限定 (一次下請 2020.4～、二次以下の下請 2021.4～)**
- **社会保険等未加入建設業者を下請負人とした場合の元請に対するペナルティの実施 (一次下請 2020.4～、二次以下の下請 2021.4～)**

## 2 法定福利費の確保

社会保険等への加入を一層推進していくためには、加入に必要な法定福利費が契約段階でも確保されることが重要であり、元請業者と下請業者において法定福利費を適切に含んだ額による下請契約が締結されるよう、熊本市発注の建設工事において、次の取り組みを実施します。

### 予定価格に含まれる法定福利費概算額の公表 (2021.4～)

熊本市発注の建設工事(※1)において、予定価格に含まれる法定福利費の概算額を公表します。

(※1) 一般競争入札及び指名競争入札の工事に限ります。

閲覧用設計図書中の「設計金額の工事費区分」において「予定価格(税込)」  
「予定価格に含まれる法定福利費概算額」を公表します。

- 対象となる工事は、令和3年(2021年)4月19日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行い、熊本市が請負代金内訳書の提出を求めた熊本市発注工事です。
- 公表する法定福利費の概算額は、法定福利費のうち**事業主負担額**の概算額です。  
なお、当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、当該工事に係る積算上の予定価格の額に、「**予定価格に占める法定福利費の平均割合**」を乗じて算出したものであり、**実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。**

### 法定福利費を明示した「請負代金内訳書」の提出 (2021.4～)

「熊本市公共工事請負契約約款」において、請負代金内訳書に法定福利費を明示することを定めた条項(第3条第3項)を追加します。

受注者(元請)は、契約締結後14日以内に社会保険等に係る法定福利費を明示した請負代金内訳書を工事契約課に提出してください。

請負代金内訳書には、「**工事費内訳書に記載が必要な項目**」+「**工事価格に占める法定福利費の額**」を記載してください。

- 対象となる工事は、令和3年(2021年)4月19日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行い、熊本市が請負代金内訳書の提出を求めた熊本市発注工事です。
- 明示しなければならない法定福利費は、建設工事の直接的な作業に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の事業主負担分が対象です。

### 3 熊本市発注工事からの社会保険等未加入建設業者の排除（2021.4～）

#### ① 社会保険等未加入建設業者（※2）の取扱い

**令和2年4月から⇒一次下請業者を社会保険等に加入している建設業者に限定**

**令和3年4月から⇒全ての下請業者を社会保険等に加入している建設業者に限定**

（※2）次に掲げる届出をしていない建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいい、当該届出の義務がない者を除く。）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

#### ② 社会保険等未加入対策の概要について

##### ●対象工事

令和3年（2021年）4月19日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼を行った熊本市発注の建設工事

##### ●実施内容

**社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを禁止**します。  
ただし、**特別の事情があると発注者が認めた場合、又は発注者が指定する期間内に社会保険等に加入したことが確認できる書類を提出する場合は、下請負人とすることができます。**

##### ●社会保険等の加入状況の確認方法

受注者から提出された施工体制台帳の《下請負人に関する事項》の健康保険等の加入状況の欄の記載内容から適否を判断します。



健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険 加入 未加入 適用除外	厚生年金保険 加入 未加入 適用除外	雇用保険 加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険 0000-000000

未加入・適用除外に○印のある場合または事業所整理番号等に疑義のある場合については、直接受注者や一次下請業者に内容を確認することがあります。

#### ③ 下請負人が社会保険等（※3）に未加入であった場合の取扱い

（※3）健康保険、厚生年金保険及び雇用保険

下請負人が、健康保険・厚生年金保険・雇用保険のいずれか一つでも、適正に加入していないことが判明した場合、下記の措置を行います。

- 受注者に対して、**指名停止措置（※4）**と**工事成績評定の減点（※5）**を行います。
- 下請負人が社会保険等未加入建設業者であることについて、**建設業許可権者に通報**します。

ただし、次にあてはまる条件を満たしている場合には、上記の措置は行いません。

- 一次下請業者**については、下請契約の相手方とする特別の事情（※6）を有するものと認める場合で、熊本市が指定する期間内（概ね30日程度）に、当該下請業者が適正に社会保険等の加入手続きを済ませ、加入確認書類（※7）を提出したとき
- 二次以下の下請業者**については、下請契約の相手方とする特別の事情を有するものと認める場合、又は熊本市が指定する期間内（概ね30日程度）に、当該下請業者が適正に社会保険等の加入手続きを済ませ、加入確認書類を提出したとき

（※4）契約違反等による指名停止措置（期間は2週間以上4月以内）

（※5）法令遵守等の指名停止措置等による減点（指名停止期間に応じて△10点～△20点）

（※6）特別の事情とは、災害に伴う応急工事を緊急に行う必要がある場合や、特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事等で、当該一次下請業者を下請契約の相手方としなければ契約の目的を達することができない場合等のことをいいます。

（※7）加入手続きを済ませた事実を確認できる書類

(1) 健康保険又は厚生年金保険について（以下のいずれか）

- ① 領収証書
- ② 社会保険料納入証明（申請）書
- ③ 資格取得確認及び標準報酬決定通知書

(2) 雇用保険について（以下のいずれか）

- ① 「領収済通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」
- ② 雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）
- ③ 労働保険料納入証明書